

京都薬科大学私費外国人留学生授業料免除及び徴収猶予取扱要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都薬科大学授業料免除及び徴収猶予取扱規則（以下「規則」という。）第3条ただし書の規定に基づき、京都薬科大学（以下「本学」という。）に在学する私費外国人留学生の授業料の免除及び徴収猶予の取扱いに関し必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 この要綱の対象者は、本学の学部及び大学院の正規課程に在学する私費外国人留学生（出入国管理及び難民認定法別表1に定める「留学」の資格を有する者をいう。以下「私費留学生」という。）とする。

第2章 授業料の免除

(免除の要件及び額等)

第3条 私費留学生が、次の各号のいずれかに該当する場合は、前期及び後期に納付すべき授業料のそれぞれ半額を免除することができる。

- (1) 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業成績又は研究業績等が良好である認められる場合
- (2) 前号に準ずる場合その他の事情により、学長が授業料を免除することが必要と認めた場合

2 前項の規定にかかわらず、留年又は標準修業年限を超えて在学している者、授業料の免除を受けようとする学期前の授業料が未納である者、学生の本分にもとる行為のあった者は、授業料の免除を受けることができない。

3 授業料の免除は、予算を勘案のうえ許可するものとする。

(免除の申請等)

第4条 授業料の免除を申請しようとする者は、原則として毎年度4月1日から4月10日まで、又は10月1日から10月10日までに、所定の私費外国人留学生授業料免除申請書及び本学が必要と認める書類を、事務局国際交流推進室（以下「国際交流推進室」という。）に提出しなければならない。ただし、新入生の授業料の免除申請期間は、合格通知の受領日から入学手続期限までとする。

2 前項に規定する申請及び許可の対象は、原則として当該年度の前期及び後期分の授業料とする。ただし、大学院生の後期から入学する者については、後期及び次年度の前期の授業料を対象とする。

3 授業料の免除は、前条第2項に規定する者を除き、毎年次申請し許可することができる。

(新入生の免除申請に係る授業料納付の特例)

第5条 前条第1項ただし書の規定により新入生が授業料の免除を申請した場合は、京都

薬科大学学則第41条第4項及び京都薬科大学大学院学則第42条第9項の規定にかかわらず、入学期の授業料の半額を納付することにより入学手続時における授業料の納付が完了したものとみなす。

- 2 前項の場合において、判定の結果、免除を許可されなかった者は、本学が判定結果を通知した日から起算して15日以内の指定する期日までに、未納となった入学期の授業料の半額を納付しなければならない。

(許可基準)

第6条 授業料の免除に係る家計及び学業成績又は研究業績等の許可基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 家計基準（収入金額の上限）は、独立行政法人日本学生支援機構が定める大学院第二種奨学金の家計基準を準用し、この基準を満たす者とする。

- (2) 学業成績又は研究業績等の基準は、次のとおりとする。

ア 学部及び大学院の1年次生は、原則として入学者全員を学業成績又は研究業績等が良好と認める。

イ 学部及2年次生以上は、年次に応じた単位を取得している者とする。

ウ 大学院2年次生以上は、年次に応じた単位を取得している者で、指導教員が研究業績及び研究に対する姿勢その他を評価し、研究業績等が良好と認めた者とする。

(免除の特例)

第7条 第3条から前条までの規定による免除のほか、私費留学生に係る授業料の免除については、規則第7条の規定を適用する。

第3章 授業料等の徴収猶予

(徴収猶予)

第8条 私費留学生に係る授業料等の徴収猶予の手続その他については、規則第8条から第10条までの規定を準用する。この場合において、「学生」とあるのは「私費留学生」と読み替えるものとする。

第4章 許可の判定及び通知

(許可の判定)

第9条 授業料の免除及び徴収猶予の許可の判定は、申請期日経過後速やかに国際交流推進委員会（以下「委員会」という。）の審査を参考に学長が行う。

- 2 学長は、前項に規定する委員会の審査に立ち会うことができる。

(判定結果の通知等)

第10条 学長は、前条の規定により判定した結果について、直ちに申請した私費留学生本人及びその指導教員に通知するとともに、事務局会計課に報告する。

第5章 授業料の免除又は徴収猶予の取消し

(免除又は徴収猶予の取消し)

第11条 授業料の免除又は徴収猶予を許可された者は、その事由が消滅したときは速やかに国際交流推進室に申出なければならない。

2 学長は、前項の申出があった場合及び許可期間中に次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、委員会の審査を参考にその許可を取り消すことができる。

- (1) 出席日数を勘案し、学業継続の意志がないと認められる場合
- (2) 学業成績が不振で、成業の見込みがないと認められる場合
- (3) 経済的に授業料の納付が困難と認められない場合
- (4) 留年した場合（病気その他やむを得ない事由により留年した場合を除く。）
- (5) 退学又は休学した場合
- (6) 虚偽の申請が判明した場合

3 前項の規定により授業料の免除又は徴収猶予の許可を取り消された者は、直ちに許可の対象となった授業料の全額を納付しなければならない。

第6章 雑則

(事務)

第12条 私費留学生の授業料の免除及び徴収猶予に関する事務は、関係各課の協力を得て国際交流推進室において処理する。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、私費留学生の授業料の免除及び徴収猶予の取扱いに関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この要綱は、2003年4月1日から施行し、2003年度入学生及び在在学生から適用する。

附 則

この要綱（一部改正）は、2010年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱（一部改正）は、2012年4月1日から施行する。
- 2 2011年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱（一部改正）は、2014年1月1日から施行する。
- 2 第5条第2項の規定は、2014年度入学生から適用する。

附 則

この要綱（一部改正）は、2014年12月1日から施行する。

附 則

この要綱（一部改正）は、2018年11月1日から施行する。

